ロボット支援下手術プロクター認定制度規則(小児外科)

第1章 総則

(目的)

第1条

ロボット支援下手術は、消化器癌を含め多くの外科手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。また、手術ロボットは現在までのところ術者への触覚によるフィードバックが無いため手術操作の習得には独自の教育プログラムが必要となる。 この日本小児外科学会ロボット支援下手術プロクター認定制度（以下、本制度と略す）は、日本小児外科学会が、小児外科ロボット支援下手術のプロクター(手術指導医)を認定し、円滑且つ安全なロボット支援下手術の導入に寄与するよう制定するものである。これにより本邦における小児外科ロボット支援下手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

(対象)

第2条

本制度は、小児外科に対するロボット支援下内視鏡手術の手術手技において、 術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援下手術を円滑且つ安全に指導できる(プロクタリング)指導者(プロクター)を認定するものである。

第2章 ロボット支援下手術プロクター認定制度部会(小児外科)

(設置)

第3条

日本小児外科学会は、第 1 条の目的を達成するために、日本小児内視鏡外科・手術手技研究会の中に設立された小児外科ロボット支援下手術検討委員会(以下、本制度委員会と略す)にその認定業務を委託する。

(業務)

第4条

本制度委員会の業務は以下の各項とする。

１. 本制度委員会は、プロクター制度に関して、関連学会との連絡および調整、その他 本制度に関するすべての業務に対処する。

2. 本制度委員会において決定された重要案件は、本制度委員会委員長が、日本小児外科学会理事長に報告し、日本小児外科学会理事会の議を経て実効に移される。

3. 本制度委員会の審議に基づき、ロボット支援下手術（暫定）プロクター(小児外科)の認定・更新を管理し、本制度委員会の議を経て、日本小児外科学会理事会に報告する。

(補充)

第5条

本制度委員会に欠員が生じたとき、または本制度委員会委員長が必要と認めたものに対しては、本制度委員会の確認を経て補充を行う。

第3章　プロクター(手術指導医)申請資格

第6条

ロボット支援下手術プロクター認定(小児外科)は術式ごとに行われる。これを申請するもの(以下、申請者と略す)は、次に定める全ての条件を満たさねばならない。

1. 日本小児外科学会 小児外科専門医もしくは日本消化器外科学会 消化器外科専門医である。

2. 日本小児外科学会 小児外科指導医もしくは日本肝胆膵外科学会高度技能専門医・指導医または日本内視鏡外科学会技術認定取得者である。

3. 術者経験に関してはそれぞれの術式の手引を参照すること。

第4章 申請・認定方法

(申請方法)

第7条

申請者は、次に定める書類および申請料を、日本小児外科学会に提出する。

1. ロボット支援下手術（暫定）プロクター申請書

2. ロボット支援下手術（暫定）プロクター申請術者経験一覧

3. 下記の資格のうち、申請に必要な資格の認定証（委嘱状）の写し。

　 ・成人外科医の場合： ①　＋ ② ＋ ［③または⑥］

　 ・小児外科医の場合： ① ＋ ④ ＋ ［⑤または⑥］

　 ・暫定プロクター申請の場合： ① ＋ ② ＋ ［③または⑥］ + ⑦

1. 日本の医師免許
2. 日本消化器外科学会 消化器外科専門医
3. 日本肝胆膵外科学会高度技能専門医・指導医
4. 日本小児外科学会 小児外科専門医
5. 日本小児外科学会 小児外科指導医
6. 日本内視鏡外科学会技術認定

　 ⑦　ロボット支援下膵頭十二指腸切除プロクター

4. ロボット支援下手術プロクター認定審査料(別に定める)

(審査方法)

第8条

本制度委員会は、申請書類をもとに、申請者の書類審査を行い、判定を行う。判定結果は、 本制度委員会の議を経て、日本小児外科学会理事会に報告する。

(認定)

第9条

日本小児外科学会理事長は、本制度委員会の審査結果に基づきロボット支援下手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本小児外科学会 ロボット支援下手術プロクター認定証を交付する。 認定証の交付を受けたものを「日本小児外科学会ロボット支援下手術認定プロクター (以下、認定プロクターと略す)」とよぶ。

(認定プロクターの公表とプロクター依頼手続きおよび責任)

第10条

認定プロクター(手術指導医)名は日本小児外科学会および日本小児内視鏡外科・手術手技研究会HP上に掲載する。導入施設(プロクター依頼側)は日本小児外科学会 HP 上に掲載されている「ロボット支援下手術プロクター依頼書」を用い、直接認定プロクターに依頼する。 指導依頼をした手術における責任の所在について、あらかじめプロクター依頼側で明確にし、依頼する際に認定プロクターへ提示することが推奨される。

(資格更新)

 第11条

日本小児外科学会ロボット支援下手術のプロクター認定資格は 5 年ごとに更新を必要とする。その際に認定されているすべての術式について資格が更新される。更新は、下記各号について本制度委員会で審査し、本制度委員会の議を経て、日本小児外科学会理事会に報告する。

1. ロボット支援下手術プロクター更新申請書

2. 日本小児外科学会専門医認定証(写)

3. 最近5年間のロボット支援下手術実績一覧表(それぞれの術式の手引参照)

(資格喪失)

第12条

次に該当するものは、本制度部会で審議し、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。

2. 日本小児外科学会会員資格を喪失したとき。

3. 申請書に虚偽が認められたとき。

4. その他、プロクターとして不適当と認められたとき。

5. 臨床に従事しなくなったとき。

附則

1. 本規則は、令和4年7月1日に発効する。

2. 本規則は、本制度委員会の提議に基づき、日本小児外科学会理事会の議を経て改訂するものとする。

令和4年7月1日